

ZENKOKU 青税連

1988・12・25

消費税反対活動は終わっていない
税の専門家の立場から将来をみすえて

ヨーロッパ商法視察団帰る
大きな成果をもとに各種報告会へ

秋季シンポジウム終る
—あなたの節税指導は適切か—

No.81

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

TEL 03(354)4162

発行人 会 長 増 田 恵 一 編集人 広報部長 宇久田 進 治

No.81 CONTENTS 1988.12

- またたく間の4ヶ月
——全青活動中間報告——
会長 増田 恵一…… 3

- 訪欧日記
ヨーロッパ商法視察団団長
新国 信…… 5

- ケルン税理士会会長講演録
法対策部長 粕谷 幸男…… 8

- 秋季シンポジウムから
研究部…… 9

- 秋季シンポジウムに参加して
岡山青税 澤根みどり……11



- 牛島税理士訴訟控訴審について
牛島 昭三……10

- 全青活動スナップ集……12

今年も本当におしつまりました。皆様の今年一年はいかがでしたか。計画どおりの方…来年こそと考えられている方…それぞれあるうと思います。年の瀬というのはいろいろ考えさせられますね。

つい2年程前まで円高の影響などで、どうなってしまうのか懸念された日本経済、予想

に反して活況を呈している現在を思う時、誠に経済の予想は難かしいものだと考えさせられます。まさに山あり谷ありというところです。

我々税理士の将来は……。正月休みには静かにそしてじっくりとその辺を考えてみますか。
広報部

またたく間の4ヶ月

——全青活動中間報告——

全国青年税理士連盟 会長 増 田 恵 一

早いもので、8月の岐阜全国大会で会長に就任以来4ヶ月が経過しました。

この間を振り返ると、消費税反対運動一色であった様な気がします。

税制改革関連6法案が衆議院を通過し11月21日参議院に送られました。参議院では、12月12日より税制問題等調査特別委員会において法案の審議が開始されました。この会報が会員の皆様の手許に届くころには、結論が出ているものと思いますが、全青としては、28日の臨時国会終了の日まで廃案とすべく運動を続けて行く決意です。

以下10月29日の消費税導入反対大集会での挨拶(要約)と、11月12日の全青税秋季シンポジウム後の会員に対する緊急アピール(全文)を掲載させていただきます。消費税反対運動の中間報告に代えさせていただきます。

10. 29 消費税導入反対大集会あいさつ

本日は、10. 29消費税導入反対大集会に全国各地より、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。 (以下省略)

政府、自民党が、今臨時国会に提出しました「消費税法案」は、昭和53年大平内閣が提案し、廃案となった「一般消費税」そして昭和62年、中曽根内閣が提案し、廃案となった「売上税」と同じ大型間接税に外なりません。私たち青年税理士連盟は、憲法に保障されている応能負担の原則を基本理念とし、国民主権の税法的表現である申告納税制度の真の確立を目指して活動しています。また、税の専門家として、望ましい税体系とは、応能負担原則にしたがった直接税中心の税制度であり、間接税は、直接税の補完的役割をはたすものにはすぎません。国民そして税理士も、だれも大型の間接税の導入など望んでいないのです。

今までにも、大型間接税の抱える問題点は、数多く指摘されていますが、やはり、1. 税痛感がないため、税に対する関心が薄れ、その結果、国民としての権利意識が低下し、政治への参加意識

が低下する。2. 消費者に一律に課税されるため、貧富の差を拡大させる逆進性の強い税金である。というところに一番問題があると言えます。このような税金の導入は政府にとって都合のよいだけです。大多数の国民の不利益となるような、大型間接税の導入は断固として、阻止する必要があります。

政府は、昨年の売上税の廃案にこりて、税率を5%から3%に下げ、更には手間のかかる伝票方式から帳簿方式で税額計算をおこなうことで中小企業の反対を押さえようとしています。しかしながら諸外国の例を見ても明らかなように、一旦導入された後は、必ず税率が上げられることは明白です。

政府の狙いは、帳簿方式、低率単一税率でまず導入し、何年か後には、伝票方式、高率複数税率に切替て行くことにあるのです。

我々税理士は、法律に基づいて単に税金を計算しているだけで良いのでしょうか。消費税が導入され、間接税の比率が高まってくれば、我々税理士の仕事も当然変化せざるを得ないでしょう。法律の判断業務から単なる税額の計算屋へと変化していくのです。我々は今、税の専門家として、納税者にとって好ましい税制の確立に向けて行動することが必要なのではないのでしょうか。

我々青税は、税の専門家として、不公平な税制の是正に向けて、また新たな不公平を生みだす「消費税」の廃案に向けて最後まで反対運動を続けて行こうではありませんか。 以上

11. 12 全青税秋季シンポジウム後の 会員向け緊急アピール

去る11月10日、政府自民党は、衆議院税制問題等調査特別委員会において消費税導入を軸とする、税制改革関連6法案を自民党単独で強行採決しました。

このことは、世論調査等でも明らかなように、国民の大多数が反対している消費税導入について、

国民の声を無視した、そして議会制民主主義を全く無視した暴挙と言わざるを得ません。

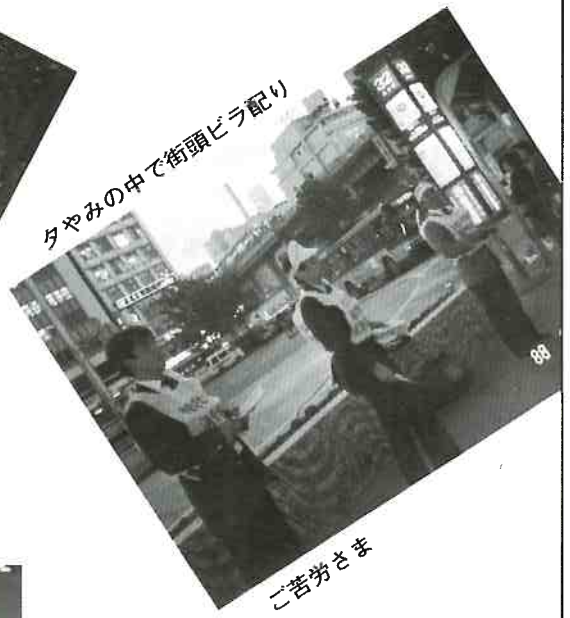
リクルート疑惑がますます広がりを見せるなかで、竹下首相の周辺や、税制問題等特別委員に対しても株の譲渡があったことが明らかになるなど、ますます贈収賄事件の様相を深めています。この様ななかでリクルート問題の解明をあやふやにし、かたちだけの公聴会を開き、国会内でも十分に議論を尽くしたという詭弁のもとで、強行採決したことは、国民として、また税の専門家として、断じてゆるすことはできません。

全国青年税理士連盟としては、今まで一貫して大型間接税の導入に反対してきました。今ここで消費税の導入をゆるすことは、国民のための税理士制度と憲法に保障された「応能負担」の原則を基本理念として、直接税中心の申告納税制度の維持発展を求めてきた青税の活動を無に帰すような重大な問題といえます。

ここで本日全国からお集まりの会員の皆様に緊急に今後の運動予定をお知らせし、ご協力をお願いするしだいです。 以上



デモ行進
皆イキイキとしました



夕やみの中で街頭ビラ配り

ご苦労さま

反対集会



TVニュースにもとりあげられました

訪 欧 日 記

ヨーロッパ商法視察団団長

東京青税 新 国 信

はじめに

1983年第3次商法改正の動きが始まってから、全青税が精力的にこの問題に対応してきたのは会員諸兄の知るところである。法務省の「問題点」や「試案」にたいして我々の意見を発表してきた。法務省は、今次中小会社に対する法規制の強化は、国際的な流れであることを度々主張していることもご承知の通りである。

東京税理士会が昨年ヨーロッパに視察団を派遣したのもこうした動きに対応するものであったろう。我々の今回のEC訪問も国際化の流れというものの検証をすることにあつた。また西ドイツにおいて、この9月から公開法の適用で中小会社がこの問題にどう対処しているのかを調査することも今回の視察の目的でもあつた。

こうした目的がどの程度達成されているかは視察団報告によって会員諸兄に判断していただくとして、本稿では旅行スケジュール表をなぞりながら感じたことのいくつかを書いてみたい。

成田からロンドンへ

(10月1日)

海外旅行が初めての

私は、今回団長ということで大分緊張しながらの出発であつた。

10月1日、成田のVIPルームで見送りに駆け付けてくれた元全青税会長の潮東会員や会員家族とともに結団式をしてからBA—006便に。

21時30分に成田を離陸し、途中アンカレッジを経由して、英国ヒースロー空港に到着したのが、現地時間の2日朝6時すぎ、時差の8時間を計算すると16時間ということで団員も皆疲れたと思いきや、意外と皆元気であつた。

イギリス (10月2日)

空港に着いた時間が朝の6時ということもあり日本よりはかなり肌寒い気候であつたが、まだコートを着なければという程ではなかつた。

この日は終日ロンドン市内の視察で全員が同一行動。一度、グレート・ウエスタンホテルへ行きトランク類をホテルに預けてバスで町に出る。ロンドンの印象は、町並みの保存がよくされていて長い歴史を感じさせる。市内の道路は狭く、自動車も多いが、我々の移動の時はそれ程の渋滞もなかつた。メインストリートは、流石に人の流れも多く、活気を感じさせるものがあつた。イギリスは、サッチャリズムの経済政策が一定の成果を上げていると聞いていたがその反映だろうか。

夜、食事のために地下鉄でピカデリー・サーカスへ出て、と或るレストランに入りメニューを指

差したり隣の客の食べているものを横目でにらんで注文。アルコールの注文を促されたが、同行した者が皆飲まない人だったので注文しなかつたので、ウェイターが怪訝な顔。さて出てきた食事が大変なヴォリューム。とても食べきれずにせっかく作ってくれた人に申し訳ないような気分にな



＜ Buckingham Palace and Gardens ＞

る。隣の若い美しい女性をみると、きれいに食べているのではないかと、脱帽。

イギリス (10月3日)

この日は、訪問予定先の都合で一日自由行動となった。私は、石村先生らと大英博物館へ歴史見学へ。午前中かけて中を見るも、まったくの駆け足で、じっくり見るつもりならば1週間は必要といわれているものを2時間で見ようというのは、無理な話と知る。しかし主な展示品はみることでできたのではないかと思う。

午後は、平野さんと国立美術館へ。エレベータ

で最上階へあがり上から見てこようということ
時間をかけてじっくりと観賞。宗教画のような絵
が続き、なかなか自分の知っている画家が出てこ
ないのでイライラしながら下へ移るとようやく見
慣れた絵がでてきてホットする。

夜は、明日の訪問先のDH+S事務所の公認会
計士高木勇氏と食事をしながら、明日の打ち合せ
をする。由緒あるレストランとのことだが、ロー
スト・ビーフにも少し食傷気味のためか、あまり
おいしさを感じず。

イギリス (10月4日)

イギリス担当班は、午前中はバーカー&マッケ
ンジー弁護士事務所へ。我々は、ホテルへ残って
午後の質問事項の検討をおこなう。

午後、デロイト・ハスキング&セルズへ。事務
所は11階建ての立派なビル、受付で訪問の目的等
を書いて、各人に名札が渡され、それを持って会
場の11階へ。ホルゲート氏と高木氏の講演を聞く。



〈メッカーソフ会長へ記念品贈呈〉

夜は、平野さん・藤田さんとロイヤルオペラハ
ウスへ。8ポンド(約2000円)の当日券を買い、
「トーランドット」を観る。セリフが舞台上の
電光掲示板に英語の字幕スーパーで表示され、少
しは意味も通じる。

イギリスからドイツへ (10月5日)

この日は移動日。ホテルからヒースロー空港へ、
空港で付加価値税の免税手続きをして通関。予定
より一時間余り遅れて離陸。約一時間でデュッセル
ドルフ着。すぐにラマダ・ホテルへ。

ホテルには、静岡大学の三木先生が我々を待ち
受けてくれていた。三木先生の案内で、バスに乗

り夕食のために市内のレストランへいく。アルト
ビールで再会に乾杯。ドイツの町も歴史を感じさ
せるものがあるが、イギリスと違い近代的な建物
も目立つ。道路もゆったりとしており、余裕を感じ
させるが、路上駐車が多いことは、ロンドンと
同じ。ホテルの設備も我々が使い慣れている感じ
のもので、ロンドンで利用したホテルとは違い全
くのアメリカンスタイル。どちらかというとい自分
は、この方が良い。

ドイツ (10月6日)

この日は、今次視察のなかでは、最大の過密ス
ケジュール。ヒットラーがつくった世界初の高速
道路アウトバーンを走り、ボンのプリストル・ホ
テルへ。ここでデッセルドルフ税理士会会長のエン
ター氏、弁護士のガオデイッシュ氏に、講演を
していただく。昼食は、返礼の昼食会を兼ねて同
ホテルでとり、食事後歩いて5分位のところにあ
る、連邦税理士会を訪問。事務局長のゲーレ氏か
ら挨拶を頂き、第6回ヨーロッパの税専門家会議
へ向けての取り組みなどが紹介された。

夜は、ケルン税理士会の有志の先生と夕食会。
メッカーソフ会長をはじめ、婦人税理士1名を含
め総勢6名が参加。お土産の浮世絵とカード電卓
をお礼に贈る。メッカーソフ会長は、会長職26年
とのこと。連邦税理士会会長も20年間勤め、いま
はヨーロッパ自由職業人協会の副会長とのこと。
先日にもコール首相と会談したとのこと、そのとき
の写真を見せてくれた。返礼の挨拶をしてホテル
へ戻るためまたバスに乗る。

ドイツからフランスへ (10月7日)

この日は、午前中二手に分かれて、事務所訪問。
一組は、婦人税理士で宣誓帳簿監査士のインカン
プ女史の事務所へ。別の組は、ビートマーウイッ
ク・ミッチェル事務所へ。

夕方、デッセルドルフ空港からパリ・ドゴール
空港へ。22時45分、ホテル・サンラザールへ到着。

フランス (10月8日)

ホテル会議室に、KPMG監査法人のライン・
ハットン氏を招いてフランスの監査と公開の実状
を聞く。

午後各人自由行動。買物をしたり見学をしたり、

観光したりで時間を過ごす。

夜は、レストランで全員参加による打ち上げ会。名物の牡蠣料理や、フォアグラなどで久しぶりで食事らしいものを食べた感じ。

凱旋門は、ちょうど化粧直しの最中で工事のシートや防護の網が門を覆い尽くして観る影もなし。しかし、ガイド嬢が言う事にはこうした補修中の凱旋門も記念になるのではとのこと。

シャンゼリゼ通りには、流石に世界のファッションの発進基地の雰囲気をただよわせる店が並ぶ。

フランス (10月9日)

ホテルの部屋が狭かったり、設備が悪かったりで旅行会社の近畿日本ツーリストへ抗議したためかどうか、この日の午前中のバッキンガム宮殿の見学は無料という事になり、朝早くから並んでの入場。日本人の顔が多くみられる。ガイド嬢の話だと、2月頃には8割が日本人とのこと、日本人の旅行熱のすさまじさを改めて知る。

午後は各人自由行動ということで、私はセヌ川の遊覧観光船に乗る。少し寒かったが、エッフェル塔や、ノートルダム寺院を船上から眺め、満悦。下船して、オルセー美術館へ、セザンヌ展を観る。

夜は、平野さん・藤田さんとパリ・オペラ座で「リゴレット」を観劇。当日券は、「見えないところしかない」と言われて、諦めようかとしながらも、40フラン(約900円)という事なので入って中の雰囲気だけでも味あおうと思い入場。一場面づつ交替で観劇、結構よく見えたので、得したような感じになる。

それにしても、この値段の安いこと、日本で演じられる演劇等の値段を考えるといかにこの国は、文化を大切にする事かを痛感。

帰国へ (10月10日)

朝6時にモーニングコールで起こされ、荷物の整理、朝食と慌ただしく済ませ、8時にホテルを出てドゴール空港へ。

空港で買い忘れた土産物などを物色し、また荷物を増やす。

ヒースロー空港を経由して一路成田へ、翌11日11時成田着。通関を済ませ、全員無事帰国を喜び、解散。



**熱心に明日の打合せ
(西独、ラマダ・ホテル)**

(追記)

今回訪問した三国は、それぞれ課税対象・税率等が違うとはいえ付加価値税を採用していることはご承知の通りである。

外国人旅行者は、商品を購入した時に品名、金額等を記入した書類を受け取り、これを出国時に空港等で還付手続きを受けなければならない。

業者は、この書類の発行のために一般消費者である外国人旅行者に対しパスポートの呈示を求めたりしなければならず、その煩わしさはなかなかのものと思われる。またこれらの書類を保存しておかなければならない。こうした事務負担を業者に任せる以上余程の国民的合意がなければこの税制は成功しない。

この原稿を叩いている時間に国会で消費税の衆議院通過の報道が流れた。一体この国の政治家は何を考えているのだろうか。リクルートから譲り受けた株で濡れ手に粟の非課税所得を得た人が、この消費税の積極的推進者であることに強い怒りを感じる。先日(10月29日)全青税の消費税反対総決起集会に参加した政党のひとつが消費税そのものには賛成しなかったものの、その成立に手を貸すような動きをした事を忘れる訳にはいかない。参議院が良識の府として、慎重な討議をすることを願いたい。よく言われるように、自然増収がある今こそ、じっくりと時間をかけて検討するのに絶好の時ではないのか。



ケルン税理士会会長講演録

—— E C 統合化と税理士 ——

法対策部長 粕谷幸男

ヨーロッパ商法視察団団員がケルン税理士会主催のレセプションに招待されたおり、ケルン税理士会会長のメッカーソフ氏より歓迎の挨拶とともに、1992年のE C統合化に向けて、税理士会がかかえている問題を話された。E Cでは、1992年が経済統合化の目標年時になっているが、その統合化に伴い、各国間の経済ルールの共通化のための作業がおこなわれている。この統合化は、各国の国民の経済生活に大きな影響をおよぼすものと言われている。税理士という職業に限って言えば、西ドイツにおいては、深刻な問題に直面している。すなわち、税理士制度は西ドイツには存在して、他のE C諸国にな存在しない。E Cの統合化にあたって、西ドイツにおいて、税理士制度が存続するのか、存続しなくなるのか。大変な問題である。

しかし、西ドイツ税理士会では、税理士制度の存続とE C統合化の問題を二律背反的にとらえるのではなく、調和のなかから、制度存続の手がかりをさぐっていきこうと、税理士会あげて問題に取り組んでいる。E C統合化は、西ドイツ国民の利益になり、そこで成り立っている西ドイツ税理士が、E C統合化に協力していくことは、当然であるとしている。そのような考え方のなかで、制度存続のためにとり得る手段は何なのか。また将来、西ドイツ税理士は、E C統合化の後、業務として、存続して行くことが出来るのか、大変興味のあるテーマである以上に、西ドイツ税理士会としては、税理士の存在意義が、国民から、E C各国から問われる問題でもあり、西ドイツ税理士会の方々のご苦勞は大変なものであろうと人ごとながら同情している。

メッカーソフ会長の挨拶は、30分にもおよぶ熱のこもった演説であり、大変すばに富んだものであり、その講演要旨を紹介したいと思う。なお、記録は、ケルン税理士会が私たちのために印刷してくれたメニューの裏に書きとったものである。

「E Cは現在、12ヶ国が加盟している。1992年12月31日には、E Cが統合される。

そのことは、ドイツの自由業者は、他のE C諸国で自由に仕事が出来て行くことを意味する。その場合、ドイツから他国へ出かけて行く方法と支店を他国へ出す方法がある。そのためには、どのような条件を満たせば、2つの方法がおこなえるのか。2年間かけて、現在研究中である。例えば、税理士業務をみれば、E Cでは、西ドイツだけが税理士法があり、むずかしい試験がある。他国では、無試験だとか、看板をかかげるだけで税理士になれる。1988年に、コール首相が、提案したE C案案にそって、自由業者が他国で、仕事がどのような条件で出来るのか検討がはじめられた。

E Cの統合化にあたって、E Cの自由業者の規準が、各国の自由業者の法律として移行される。現在ドイツで税理士業務をおこなう場合には、税理士試験を受けなければならないが、それがかわってくる可能性がある。新しい傾向として、E Cレベルでとり決められる規準は、各国レベルに流して行くとき、詳細にわたって、取り決めがおこなわれるため、ドイツ国内では修正がきかない。このため、西ドイツ税理士会では、事前に諸々の提案をおこなっている。西ドイツで税理士業務をおこなうには、少なくとも、次のような条件が満たされねばならない。①税法の研修を受けること ②試験を受けること、③言語の弊害がないこと。このようなことを、E C委員会レベル、自由業者委員会でも他国に理解してもらわなければならない



が、なかなかむずかしい。

1993年1月1日には、税制自体も調和、調整されていかなければならない。そのため、VATの調和がとりあげられている。各国で、税率がすべて異なる。これを調和させるだけでも、大変な問題がある。所得税、他の税の場合の統合は、はたしてどうなるのか。

VATの場合、ドイツのメーカーがイタリアに輸出した場合、ドイツメーカーは、イタリア政府から税金を還付してもらうことになる。税金を払うか、還付してもらうか、各国間で物が移動し、各国の申告書を共通化していかねばならない。これらの作業が、いかに大変か、おわかりいただけると思う。

納税者、税理士もその統一化についていけるのか疑問であると言われている。西ドイツの場合は税の徴収は、正確におこなわれている国である。

イタリアの場合は、50%把握されれば、ラッキーであると言われている。各国との調整がどのようにおこなわれていくのか、はなはだ疑問である。

そのような状況のなかから税理士にとって新しい課題も生まれて来ている。コンサルタント業務である。例えば輸入についての、あるいは支店の設立についての有利な税制は、等々のコンサルタント業務をおこなうことが税理士として課題となっている。

このような問題を解決するため、EC委員会、EC自由業者委員会で、西ドイツ税理士会の立場を理解してもらえようねばりよく発言をおこなっている。」

—Köln, 06. Oktober 1988.—ケルン、
Rats.—Kellerにて。

秋季シンポジウムから 研究部

今回は「節税指導と税理士・そのありかたを検証する」という統一テーマを設定いたしました。税理士と節税指導とは、切っても切れない関係にあるのは言うまでもありません。しかし、税理士制度の理念から考えれば、その内容と程度については、理性と限界があるのではないのでしょうか。

ここ数年来の傾向として、いわゆる税テクをしなければ、世間に取り残されそうな雰囲気があります。そして、いろいろな業者がいろいろと節税商法を編み出し、私たちの関与先に積極的に勧めております。しかし、これらの節税法も総合的に検討してみると、結局は損をしてしまうケースも多いのではないのでしょうか。また、節税対策も度が過ぎると、租税回避行為との接点も問題になるのではないのでしょうか。

適切な節税指導のできる税理士、それは簡単なようで非常にむずかしい問題ではあると思いますが、ぜひこの機会にこのシンポジウムにご参加いただき、ご研鑽賜りますようご案内申し上げます。



統一テーマ ● 節税指導と税理士 そのありかたを検証する

……あなたの節税指導は適切か……

第1部 ● 節税対策の盲点と限界の事例研究

発表1 リースマンションの事例

岩手青年税理士クラブ

発表2 負担付贈与の事例

名古屋青年税理士連盟

発表3 事業用資産の買換の事例

近畿青年税理士連盟

第2部 ● 租税回避行為と税理士倫理について

講演 日本大学教授 北野弘久先生

● 租税回避行為とは何なのか……

● 税理士として、どう対処すべきなのか……

第3部 ● 税理士は関与先の節税要求にどこまで関わるべきなのか

パネルディスカッション形式を取りつつ、会場内の参加者にも随時発言を求める、画期的討論会。



秋季シンポジウム

牛島税理士訴訟控訴審について

南九州税理士会 熊本支部 牛島 昭三



1. 事件の概要と、熊本地裁判決

昭和53年6月、南九州税理士会（以下南九会）は税理士法改正のため各県税政連に寄付することを目的として会員一人当たり5千円

の特別会費を決定した。

この特別会費の一部は54年9月日税政の政治献金と連動して、政治家に配布された。

南九会は、特別会費の未納者の牛島外一名に対し南九会の選挙権、被選挙権停止を行った。

南九会の処分無効を訴えた本件訴訟に対し昭和61年2月13日熊本地裁は（イ）南九会の本件決議は、民法43条違反（ロ）特別会費の強制は憲法19条の侵害（ハ）処分は故意の看過し難き適正手続違反として南九会に損害金100万円、弁護士費用50万円の支払いを命じた。

本件訴訟は日税連内部での55年法改正に伴って起きた、近税会会費一部返還訴訟、荒木税理士訴訟とともに日税連の非民主的運営を糾弾するものであった。判決後南九、北九、近税の三会は、一般会計よりの税政連寄付を取りやめた。

本件は同時に公益法人（同業者団体等を含む）の政治献金の是非をめぐり、巨大組織の政治的な金権癒着を批判するものであり一審判決はジュリスト62年重要判例に掲載されるなど判例史上に輝くものであった。

2. 控訴審の経過

南九会税理士会は、昭和61年2月24日の理事会にて30対14で控訴を決定した。日税連は弁護士を5名に補強し派遣するとともに控訴費用の全てを事実上負担している。

また、松沢智日大教授、林修三元法制局長官等の鑑定書を提出した。証人には松沢智日大教授、四元正憲前日税連専務理事、戸上茂前南九副会長等を出廷させ、引継いで、此本正憲前副会長、永

野寿一前会長などが予定されている。

牛島側では常勤弁護士9名の献身的努力と、はげます会300名、新人会等の支援の下に闘っている。

証人は全青税連元会長石亀邦俊氏が終り、あと2内至3名を予定している。資料集は第5集まで発行した。控訴費用は、南九会差押分、カンパ、本人拠出金、資料集収益等により賄っている。

来年には結審、判決の予定である。

3. 控訴審の争点

控訴審の判決は、一審判決の三つの主要点であるが、本件の背景をめぐって、厳しい論争が行なわれている。

それは（イ）シャープ勧告の評価（税理士部分）（ロ）基本要綱と55年改正（ハ）日税連と日税政、税理士会の会則、規則を含めた運営のあり方など、税理士業界の基本問題である。

右の背景の上に立って、南九会側の主張要旨は、次の通りである。

(1) 権利能力論

公益法人の無制限の政治献金は違法であるが、本件の如き同業者団体が共通の利益のため、政治的に中立な別組織である税政連に寄付することは権利能力の範囲内である。

(2) 憲法19条

特別会費5千円は、僅かな金額であり政治的立場の強制ではない、しかも、その寄付先は政党、政治家でなく税政連である。

税政連は、一審認定の税理士会のトンネル、表裏一体政治的別動隊などではない。したがって多数決原理によって行なう性質である。

(3) 権利侵害、適正手続

選挙権停止の役員選任規則は、会則の下位規定ではなく総会で決定する会則と同じ地位の規定であって、本件は会費未納者に対する措置であり、弁明その他の手続は必要でない。

牛島弁護士は、右の背景と争点に一審判決を擁護して闘うとともに、62年7月2日は、一審判決

後の62年にも行なわれた処分（5回目）に対して500万円を要求する附帯控訴を行っている。

4. 控訴審の今後と課題

(1) 事件の風化

本件は、55年1月提訴以来9年近くなり、関係者以外には、知られていない。したがって、法廷内に歪小化される傾向がある。税理士会のPR不足も批判されるべきであるが、牛島側の運動の改善強化を計り、水俣病のように闘う必要がある。

(2) 書証鑑定、証人

南九会の必死の、人、金、に対し、松沢証人等を粉砕したとはいえ、牛島側は、石亀証人のみの証言で立ちおくれがある。攻勢的な対策が必要であ

る。

(3) 控訴費用

常勤弁護団には僅かな着手で献身的なご努力を頂いているが、最低実費と出来るかぎり適正報酬を保証したい。そのための資料集の普及、カンパ等が必要である。

(4) 福岡高裁への要請

司法の反動化のなかで、安易に一審判決は守れない、このため来年中頃には、数百名の税理士による、福岡高裁への公正判決要請を行ないたい。

(5) 控訴対策機関の強化

日税連、南九会の一体としての控訴活動に対応できる、各種の連絡体制を作り上げる必要がある。

消費税

導入粉碎!



秋季シンポジウム に参加して

岡山青税 澤 根 みどり

テレビ、新聞等の記事や広告で節税をうたったものを見るたびに、「そんなにうまい話があるものか。」と思っていましたし、仕事の中でも、そううまくいかない例を見ているので、今回の「節税対策の盲点と限界」というテーマに興味をひかれました。

事例は3つとも（リースマンション、負担付贈与、相続をはさんでの事業用資産の買換）そううまく話ではないようです。諸々の条件を変えて試算した結果「節税対策をする方が不利」という結論が出るケースが多かったのです。最近の不動産事情や資金繰りについての配慮の足りない節税対策のせいです。

しかし今回の事例にあるような負担付贈与などは、一般の人にもよく知っているし、不動産業者に勧められたりすると、つい「やってみようかな」という気になるようです。今回の事例研究は、いろいろな条件の下で具体的な数字による比較をしています。こういう数字をよく頭に入れておいて自分自身のお客さんから相談があったときには、よりわかりやすい形に直してきちんと説明できるようにしておきたいと思いました。

今回のシンポジウムでは第3部の討論の時間が短かったことが残念です。（会場の都合もあったようですが）事例研究も講演もその後で感想を述べ合ったり討論したりすることで、いっそうその内容が身につくと思います。来年からはもう少し時間をとって下さる様、お願いします。

事例研究については、あまり記憶がないのです。すみません。

遠いところからの参加
お疲れさまでした。



清水前チェーンストア
協会会長もかけつけ
てくれました。



CENTURY LEASING UK P.L.C
訪問<ロンドン>
弁護士さん、会計監査人に対する損害賠償責任
問題はそんなに多いんですか!!



DELOITTE HASKINS+SELLS
訪問<ロンドン>
会計士さん、会計監査の実情を教えてください。



全青活動
スナップ集

西独連邦会訪問<ボン>
トイレがとてもきれいだった。



セーヌ川の観光船<パリ>
乗れなかったが時間がなくて……残念。



AUDIT CONTINENTALとミーティング<パリ>
決算書類をグラフに提出、なにがグラフ?グラフとは登記所ですって。



出発を前に……。期待を胸に乾杯<成田空港>